



市内在住者の空き家活用を促進するため、自分で空き家を改修する際に購入する工具・材料の費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・市内の事業者で工具・材料を購入する費用
※インターネットで購入した工具等は対象外です。

対象経費の1/2

上限 **5** 万円



必ず購入前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

- ☐ 江田島市内に住所を有していること
- ☐ 空き家の所有者若しくは、借り受けた個人であること
- ☐ 市税に滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- ☐ 江田島市に登録された空き家
- ※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。

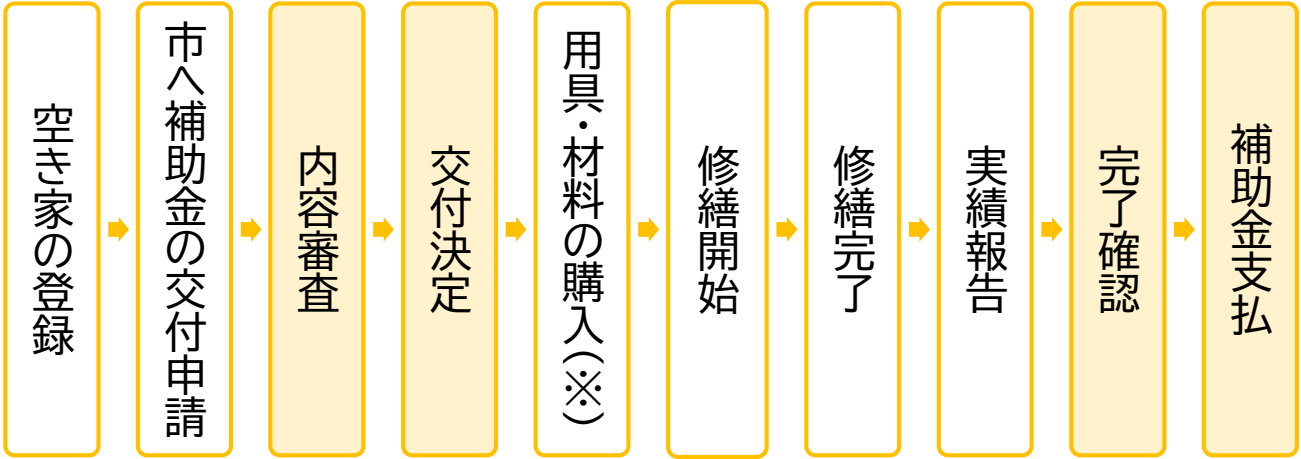
補助対象になるもの

- ・木材・壁材に使う材料
- ・改修する際に使う工具 など

補助対象にならないもの

- ・完成品
(例:シーリングライト, 洗面化粧台など)
- ・家電や家具など
- ・建物の改修でないもの
(例:芝生の設置, カーポートの設置など)

補助金申請の流れ



※見積時と購入時に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず購入前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	見積書	・市内事業者のもの。 ・購入前のもので金額・内訳が確認できるもの。
3	カタログ等	・購入する品が分かるもの。写真等でも可。
4	住民票の写し	・居住している場合のみ
5	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
6	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限: 3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・購入した工具・材料の写真・修繕前・修繕後の写真
- ・住民票の写し(居住者のみ)

